なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は作業療法士国家試験運営本部事務所若しくは作業療法士国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

⑺　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、522円の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴又は⑶に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　作業療法士国家試験受験資格認定書の写し（作業療法士国家試験運営本部事務所又は作業療法士国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

なお、４の⑴又は⑶に該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成30年３月16日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成29年12月15日（金曜日）から平成30年１月５日（金曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、作業療法士国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる作業療法士国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌オフィス
宮城県　ランスタッド・仙台オフィス
東京都　ランスタッド・首都圏プロセスセンター
愛知県　ランスタッド・名古屋オフィス
大阪府　ランスタッド・難波オフィス
広島県　ランスタッド・広島オフィス
香川県　ランスタッド・高松オフィス
福岡県　ランスタッド・福岡オフィス
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成30年１月５日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、10,100円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、平成30年２月12日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、作業療法士国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、平成30年３月27日（火曜日）午後２時に厚生労働省及び８の⑵に掲げる各地の作業療法士国家試験運営臨時事務所にその受験地及び受験番号を掲示して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成29年11月30日（木曜日）までに作業療法士国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

作業療法士国家試験運営本部事務所　東京都豊島区西池袋１丁目７番７号　東京西池袋ビルディング13階　郵便番号171―0021　電話番号03（5396）7837

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄するいずれかの作業療法士国家試験運営臨時事務所とする。

作業療法士国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌オフィス　国家試験係 北海道札幌市中央区北三条西３丁目１番47号　ヒューリック札幌ＮＯＲＴＨ33ビル８階
宮城県	ランスタッド・仙台オフィス　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・首都圏プロセスセンター試験監督事業部国家試験係 東京都豊島区西池袋１丁目７番７号　東京西池袋ビルディング13階
愛知県	ランスタッド・名古屋オフィス　国家試験係 愛知県名古屋市中村区名駅４丁目６番17号　名古屋ビルディング６階
大阪府	ランスタッド・難波オフィス　国家試験係 大阪府大阪市浪速区難波中２丁目10番70号　パークスタワー10階
香川県	ランスタッド・高松オフィス　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・広島オフィス　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階 ランスタッド・福岡オフィス　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

視能訓練士国家試験の施行

視能訓練士法（昭和46年法律第64号。以下「法」という。）第11条の規定により、第48回視能訓練士国家試験を次のとおり施行する。

平成29年９月１日

厚生労働大臣　加藤　勝信

１　試験期日　平成30年２月22日（木曜日）

２　試験地　東京都及び大阪府

３　試験科目　基礎医学大要、基礎視能矯正学、視能検査学、視能障害学及び視能訓練学

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第５項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所において、３年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成30年３月16日（金曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は視能訓練士法施行規則（昭和46年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第11条第１号若しくは第２号に掲げる学校若しくは養成所において２年以上修業し、かつ、外国語、心理